



市 章

大津市公報

令 和 元 年 12 月 20 日
号 外 (第 48 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 58 大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 7 大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正..... 4

規 則

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年12月20日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大津市技能労務職員の給与に関する規則（昭和55年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級	
		給料月額		給料月額	
再任用職員 以外の職員	1	円 146,100		円 264,200	
	2	147,200		266,000	
	3	148,400		267,800	
	4	149,500		269,900	
	5	150,600		271,600	
	6	151,700		273,400	
	7	152,800		275,200	
	8	153,900		277,200	
	9	154,900		279,200	
	10	156,300		281,200	
	11	157,600		283,100	
	12	158,900		285,000	
	13	160,100		287,000	
	14	161,600		288,900	
	15	163,100		290,800	
	16	164,700		292,600	
	17	165,900		294,400	
	18	167,400		296,400	
	19	168,900		298,500	
	20	170,400		300,500	

21	171,700	302,400
22	174,400	304,500
23	177,000	306,500
24	179,600	308,600
25	182,200	310,300
26	183,900	312,400
27	185,500	314,400
28	187,200	316,400
29	188,700	318,100
30	190,400	320,100
31	192,200	322,200
32	193,900	324,300
33	195,500	325,500
34	197,300	327,500
35	199,100	329,400
36	200,900	331,500
37	202,400	333,400
38	204,200	335,300
39	206,000	337,300
40	207,800	339,200
41	209,400	341,100
42	211,200	343,000
43	213,000	344,800
44	214,800	346,700
45	216,200	348,200
46	218,000	349,600
47	219,700	351,100
48	221,500	352,600
49	223,200	354,200
50	224,900	355,000
51	226,500	356,200
52	228,100	357,200
53	229,500	358,100
54	231,200	359,200
55	232,800	360,100
56	234,400	361,200
57	235,400	362,100
58	236,900	362,800
59	238,300	363,500
60	239,500	364,200
61	243,500	364,600
62	245,000	365,200
63	246,600	365,900

64	247,900	366,600
65	249,400	366,900
66	250,800	367,600
67	252,100	368,300
68	253,500	369,000
69	255,000	369,300
70	256,500	369,900
71	258,200	370,600
72	260,000	371,200
73	261,600	371,500
74	263,300	372,100
75	264,900	372,800
76	266,500	373,400
77	268,400	373,800
78	270,200	374,300
79	271,900	374,900
80	273,600	375,400
81	275,300	375,900
82	277,000	376,500
83	278,800	377,000
84	280,300	377,300
85	281,800	377,700
86	283,700	378,200
87	285,500	378,600
88	287,400	379,000
89	289,000	379,400
90	290,700	379,900
91	292,500	380,300
92	294,300	380,700
93	295,800	381,000
94	297,500	
95	299,000	
96	300,600	
97	302,200	
98	303,900	
99	305,500	
100	307,200	
101	308,100	
102	309,600	
103	311,100	
104	312,700	
105	314,300	

	106	315,900	
	107	317,500	
	108	319,000	
	109	320,500	
	110	321,700	
	111	322,900	
	112	324,100	
	113	324,800	
	114	325,700	
	115	326,500	
	116	327,300	
	117	328,200	
	118	328,600	
	119	329,300	
	120	330,100	
	121	330,900	
	122	331,600	
	123	332,300	
	124	333,000	
	125	333,500	
再任用職員		255,200	274,600

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(その他)
- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

企 業 局 管 理 規 程**大津市企業局管理規程第7号**

大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月20日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第7条の11の次に次の1条を加える。

(障害者である職員の早出遅出勤務の制限)

第7条の12 第7条の2から第7条の4まで（第7条の2各号及び第7条の4第1項各号を除く。）の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第37条第2項に規定する対象障害者である職員について準用する。この場合において、第7条の2中「次に掲げる職員が、次条に定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第

1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）又は同号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童を含む。以下この条、第 7 条の 4 第 1 項、第 7 条の 5、第 7 条の 7 第 1 項、第 7 条の 8、第 7 条の 10 第 1 項及び第 2 項並びに第 14 条第 1 項第 12 号、第 16 号、第 17 号、第 20 号及び第 24 号において同じ。）を「養育」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第 37 条第 2 項に規定する対象障害者（以下「対象障害者」という。）である職員が、次条に定めるところにより、障害の特性等に応じた勤務を」と、「育児を行う」とあるのは「障害の特性等に応じた勤務をする」と、第 7 条の 4 第 1 項中「次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた」とあり、同条第 2 項中「前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた」とあり、及び「当該事由が生じた」とあり、並びに同条第 3 項中「第 1 項各号に掲げる事由が生じた」とあるのは「対象障害者でなくなった」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和元年 12 月 20 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の大津市企業局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第 7 条の 12 において読み替えて準用する第 7 条の 2 の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、新規程の定めるところにより、当該請求を行うことができる。